

再福  
生。島

# 被災地の復興・再生に向けた 環境省の取組

2025年8月28日

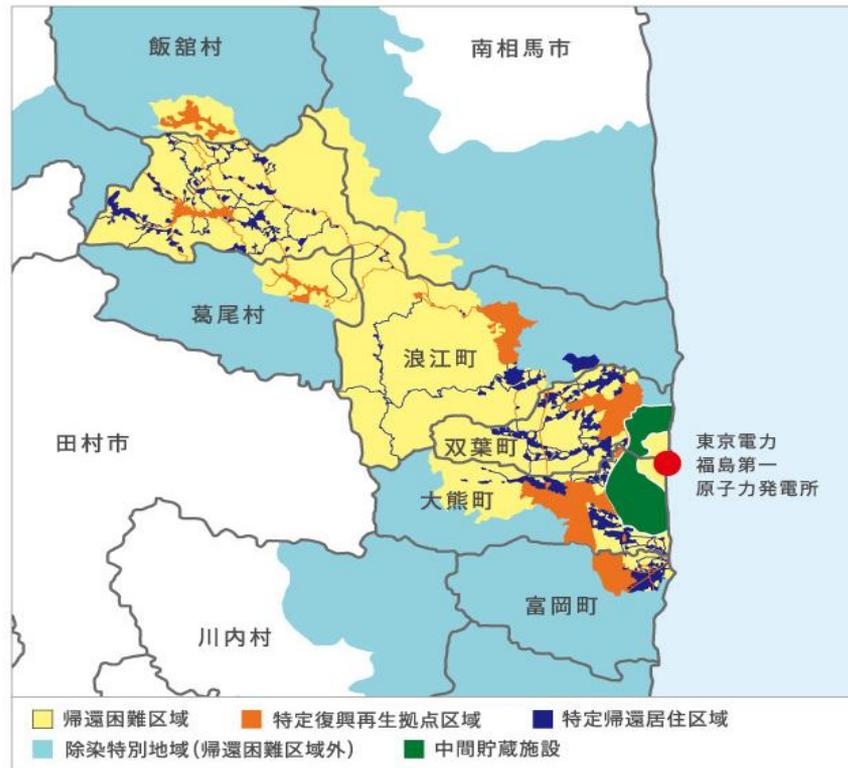
環境省

# 避難指示の解除に向けた取組

○引き続き、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体、フォローアップ除染等を実施。

○特定復興再生拠点区域外については、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく政府方針。

○特定帰還居住区域については、4町において除染や家屋等の解体を着実に実施している。

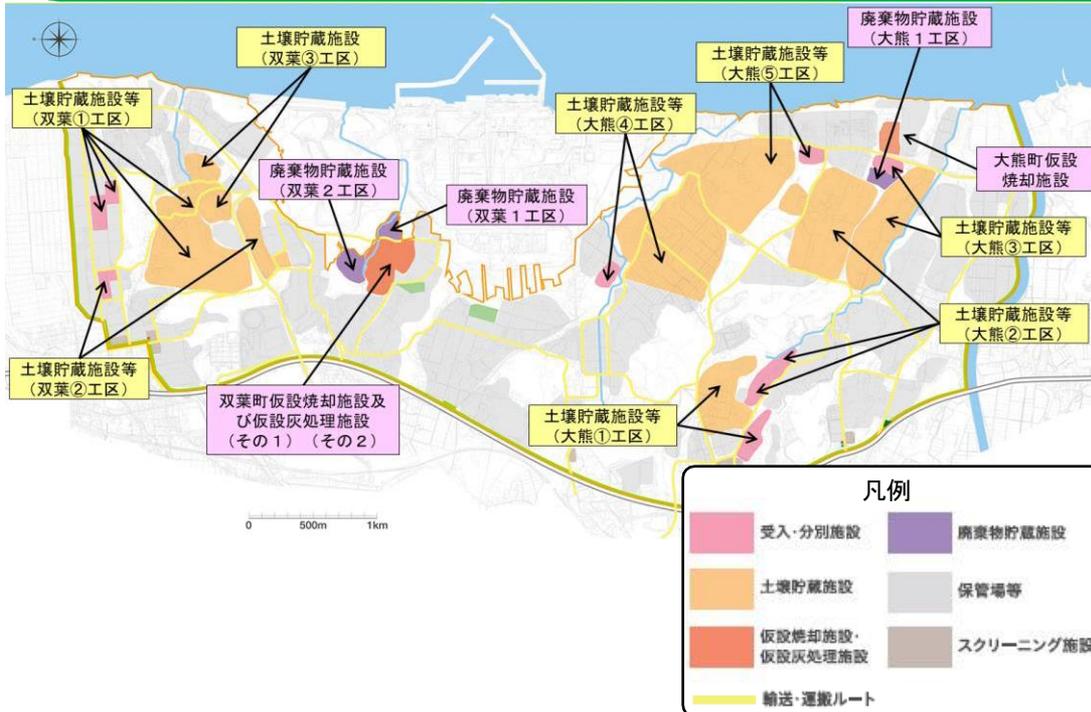


	大熊町	双葉町	浪江町	富岡町	南相馬市	葛尾村
特定帰還居住区域面積 (ha)	約440ha	約530ha	約940ha	約220ha	約3.7ha	約5ha
特定帰還居住区域復興再生計画認定時期及び除染開始時期	計画認定: 2023年9月 除染開始: 2023年12月	計画認定: 2023年9月 除染開始: 2023年12月	計画認定: 2024年1月 除染開始: 2024年6月	計画認定: 2024年2月 除染開始: 2024年9月	計画認定: 2025年3月 (除染等の着手 に向け準備中)	計画認定: 2025年7月 (除染等の着手 に向け準備中)

(大熊町は2024年2月、双葉町は2024年4月、浪江町は2025年3月に、特定帰還居住区域復興再生計画の変更で区域が拡大した。)

# 中間貯蔵施設事業の状況

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設であり、その区域は約1,600ha(渋谷区とほぼ同じ面積)
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 福島県内の除染で発生した除去土壌等(帰還困難区域を含む。)について、2025年6月末時点で、累積約1,400万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を中間貯蔵施設へ搬入。
- 搬出が完了した仮置場については、土地所有者や地元市町村等とも調整しながら、原状回復を実施し、土地所有者に順次返地。国管理の仮置場については、331箇所のうち264箇所で返地済み。(2025年6月末時点)



## 土壌貯蔵施設の状況(貯蔵完了)



凡例  
: 土壌貯蔵施設(当該工区)

## 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議について

○福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、**閣僚会議**※<sup>1</sup>を2024年12月に設置。第2回を2025年5月に開催し、**基本方針**※<sup>2</sup>を策定。**第3回を2025年8月に開催し**、当面5年程度の**ロードマップ**※<sup>3</sup>を取りまとめた。

※1 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

※2 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針（p.6参考）

※3 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ（p.7参考）

○ロードマップでは、復興再生利用の推進に向けて、**霞が関の中央官庁9か所での利用について順次施工、分庁舎・地方支分部局・所管法人等への取組の拡大等**を進めるとともに、**県外最終処分に向けて新たな有識者会議を設置し**、除去土壌等の減容や最終処分に関して、専門的知見を活用して検討を行い、2030年頃の目指すべき姿として県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定・調査を始めることとしている。また、復興再生利用の必要性・安全性等に対する理解醸成に向けて、**ポスターやSNS等を通じた情報発信や、中央官庁等での復興再生利用の現場活用等**を行うこととしている。

○県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、**本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認する。**

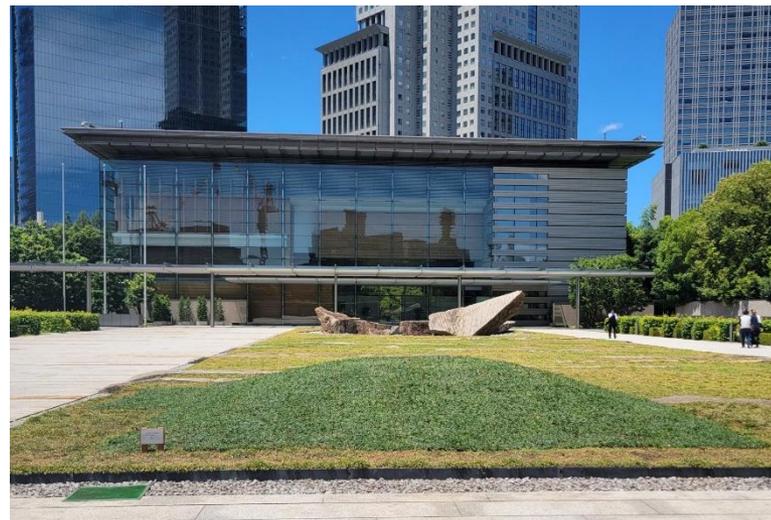
### <第3回会議の様子>



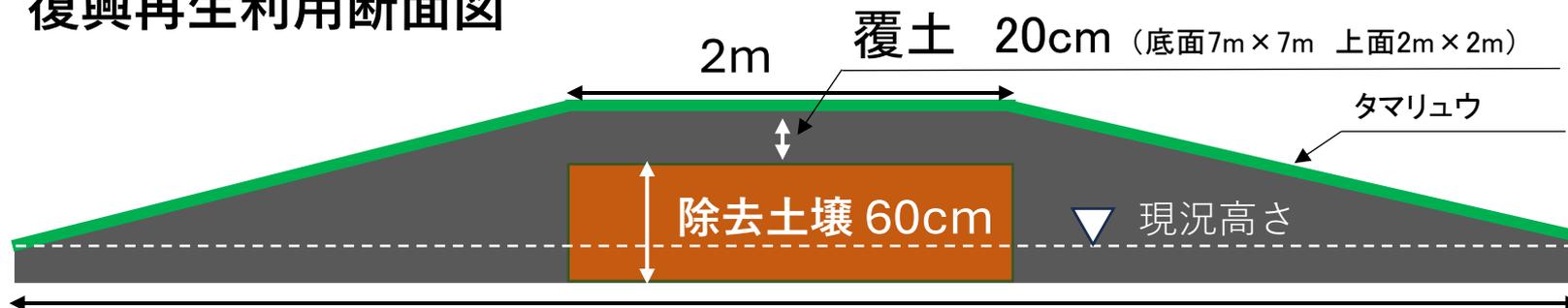
提供：内閣広報室

- 施工日：7月19日、20日
- 施工面積：7m×7m
- 除去土壌：2m×2m×60cm 約2m<sup>3</sup>
- 除去土壌の飛散流出防止措置  
：覆土20cm
- 復興再生利用の実施個所で  
あることを表示
- 施工前(7/18)の放射線量：0.07～0.10μSv/時
- 8/22の放射線量：0.11μSv/時  
→人体への影響を無視できるレベル

施工後の様子



復興再生利用断面図



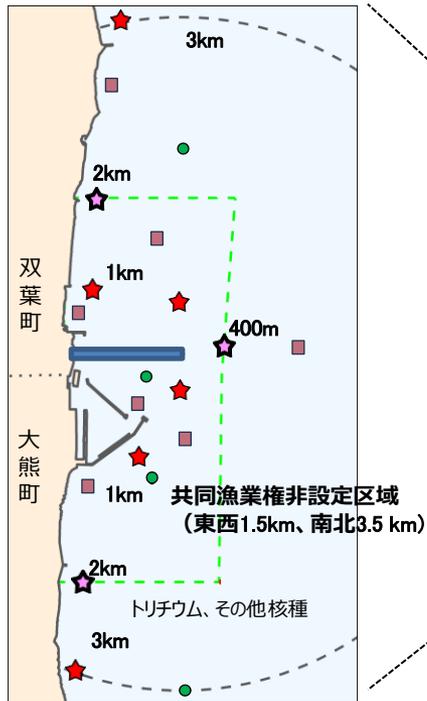
# ALPS処理水放出後の海水のモニタリング結果の概要

- 精密な分析に加え、令和5年8月24日の放出開始以降、速報のための分析についても高頻度で実施。
- 環境省、原子力規制委員会、福島県の分析結果では、トリチウム濃度は検出下限値未満～20 Bq/L
- 放出口近くでは国内の過去の変動の範囲内であったほか、放水口から数km離れば、ほぼ放出前と変わらない濃度となっており、人や環境への影響がないことを確認。本結果は、ウェブサイトやSNSでも発信。

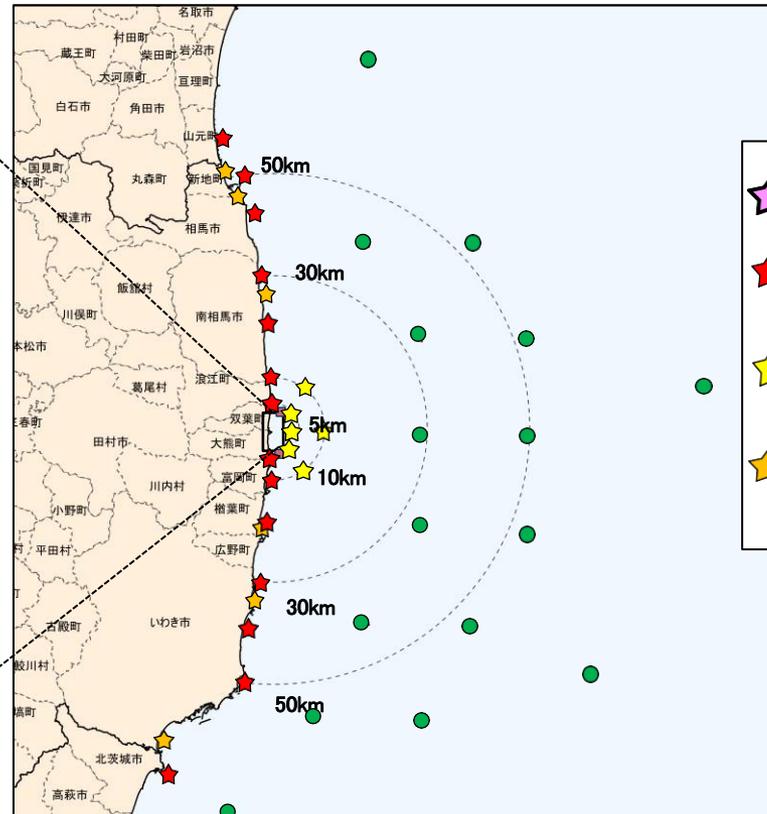
(参考) 原子炉等規制法に基づく規制基準：60,000 Bq/L、WHOの飲料水基準：10,000 Bq/L

東京電力が放出停止を判断する値：発電所から3km以内では700 Bq/L、10km四方内では30 Bq/L

【拡大図】



【広域図】



- ☆: 海水中のトリチウムを測定 (迅速及び精密分析) 其他の関連核種を測定 (計3測点)
- ★: 海水中のトリチウムを測定 (迅速及び精密分析を実施、計20測点)
- ★: 海水中のトリチウムを測定 (精密分析を実施、計6測点)
- ★: 海水浴場における海水中のトリチウムを測定 (計6測点)

- ★: 環境省の測点 (計35測点)
- ★: 原子力規制委員会の測点 (計20測点)
- : 福島県の測点 (計9測点)

# 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

2025年5月27日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

- 2024年12月、「**福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議**」を設置。（議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣）
- **福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針として、第2回推進会議において取りまとめた基本方針のポイントは以下のとおり。**

## 基本的考え方

- **福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。**福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、**国として責任を持って取り組んでいく。**

復興再生利用の推進	復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション	県外最終処分に向けた取組の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、<b>官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進。</b></li> <li>○ 理解醸成の状況等も踏まえつつ、<b>実用途における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の本格的な実施・展開を進める。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組や、復興再生利用の必要性・安全性等の説明などの理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって幅広く展開。</b></li> <li>○ 復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、<b>中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施、段階的に拡大。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最終処分シナリオの精査に向け、引き続き、<b>減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を行う。</b></li> <li>○ 中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、<b>最終処分場の候補地の選定・調査に向け、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進める。</b></li> </ul>

## 終わりに

- 本基本方針を着実に実行するため、**本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめる。**

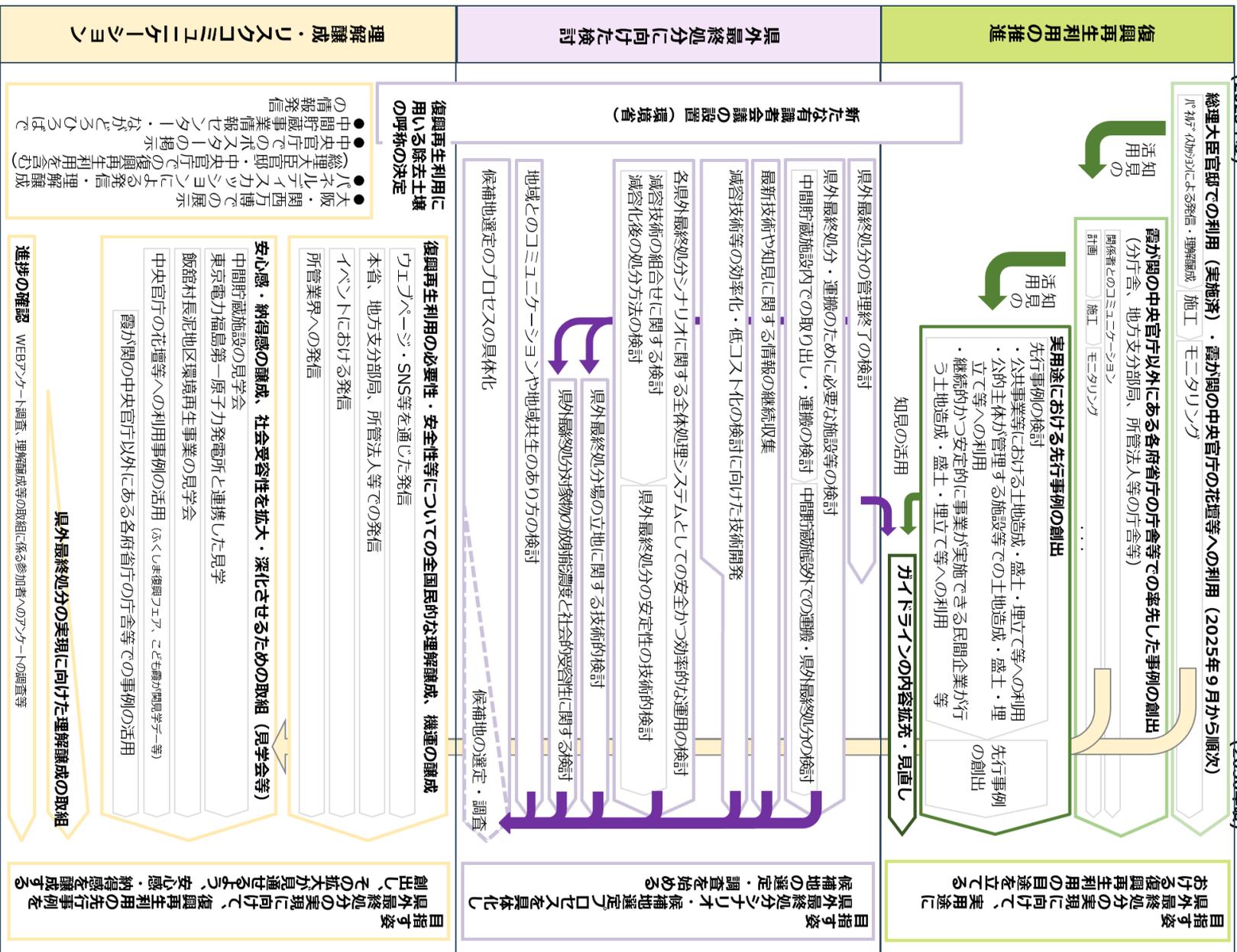
# 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

(当面5年程度)

(2025年度)

令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

(2030年度)



(参考) 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

※復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成・リスクコミュニケーションの進捗状況については、IAEAのウェブサイトを受けるとともに、国内外に対して透明性高く情報発信を行う。 ※中間貯蔵施設の跡地利用等について古く検討している。